



11月15日～12月13日

2018年11月 No.160

ポルトガル語版

# 広報いわた 11月号 (日本語訳)

総住民数 170,009人  
ブラジル人 4,403人  
2018年9月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

## (一社) 磐田国際交流協会イヤーエンドパーティー

料理やデザートを持ち寄り、外国の方たちと一年の終わりを楽しむパーティーです。生演奏やみんなでダンス、ビンゴゲーム等楽しいイベントが盛りだくさん。



- ▶ と き 12月9日(日) 午後5時～8時30分
- ▶ と ころ 福田農村環境改善センター(南島391-1)
- ▶ 参加費 小学生以上600円(当協会員は500円)。
- ▶ 申 込 11月30日(金)までにEメール([ice@iwataice.jp](mailto:ice@iwataice.jp))または電話で磐田国際交流協会へ。

問い合わせ先：(一社) 磐田国際交流協会 Tel：0538-37-4988 Fax：0538-34-2496 (共有)

住民票や印鑑登録証明書がコンビニで！平成31年2月1日よりコンビニ交付サービスを開始します!!

▶ **コンビニ交付サービス**とは、マイナンバーカードを利用して、住民票や印鑑登録証明書等を全国のコンビニエンスストアで取得できるサービスです。磐田市では平成31年2月1日よりサービス開始予定です。

### ▶ サービスご利用案内

稼働時間...毎日(12/29～1/3日、メンテナンス日を除く)午前6時30分～午後11時まで  
取扱店舗...セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ等マルチコピー機設置店舗  
取得可能な証明書(予定)

証明書	条件	手数料
住民票・記載事項証明書	磐田市に住民登録のある方	300円
印鑑登録証明書	磐田市に住民登録のある方で印鑑登録証をお持ちの方	300円
戸籍謄抄本	磐田市に本籍のある方	450円
戸籍の附票	磐田市に本籍のある方	300円
所得証明書	証明年度の1月1日に磐田市に住民登録があり、申請日現在も住民登録がある方(最新分のみ)	300円
所得課税等証明書		

申請書記入不要!

土日・祝日OK!

ご自宅の近くや外出先など全国のコンビニで取得可能!



※住民票の除票や除籍謄抄本、改正源戸籍謄抄本取得はできません。  
※住民票にマイナンバーを記載することはできません。  
※税証明は、未申告の方など交付できない場合があります。



### ▶ コンビニ交付の手順

- ①マルチコピー機の画面から「行政サービス」を選択し、マイナンバーカードを読み取り言語を選択します。
- ②マイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号を入力します。
- ③証明書の種類や発行部数を入力します。
- ④投入口に入金すると証明書が印刷されます。

### マイナンバー交付窓口での申請案内

対象	磐田市に住民登録のある方
実施場所	市民課マイナンバー窓口(本庁舎1階) ※各支所での受付は行っておりません。 ご注意ください。
受付時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分 (木曜日は午後7時まで) 毎月第2日曜 午前8時30分～正午
持ち物	在留カード、運転免許証などの公的な顔写真付身分証明書1点または保険証などの身分証明書2点
窓口に 来る方	本人(マイナンバーカードに載せる顔写真を撮影します。)



### ▶ サービスを利用するためには

コンビニ交付サービスを利用するためには、マイナンバーカードが必要となります。マイナンバーカードは申請から発行まで1ヶ月ほどかかります。

申請は、郵便やスマートフォン、パソコンで簡単にすることができます。

また、磐田市役所市民課マイナンバー交付窓口(本庁舎1階)でも申請をお手伝いしています。この機会に申請してみたいはいかがでしょうか?

問い合わせ先：市民課 Tel：0538-37-4816 Fax：0538-37-2871

市税等納期限

- ・固定資産税(3期)
- ・国民健康保険税(6期)

12月25日(火)

地域防災訓練に参加しましょう！

12月2日(日)は地域防災訓練です。市内の指定避難所を中心に各地域で防災訓練が行われます。大規模災害時は避難者自らが避難所を運営することになります。積極的に防災訓練に参加し、いざという時のために地域の皆さんで備えましょう。

※指定避難所の一覧は防災ファイル又は市HPをご覧ください

日ごろの備えが大切です！

9月30日(日)～10月1日(月)にかけて磐田市に最接近した台風24号では、磐田市を含む県西部で大規模な停電が発生し、私たちの生活に大きな影響が出ました。

台風や地震などの自然災害は、私たちの力で食い止めることはできません。しかし、災害による被害は日ごろの備えによって減らすことができます。

台風24号を教訓に、ご自身やご家族の生命・生活を守るために「磐田市防災ガイドブック(5か国語版)」や防災ファイルを確認し、7日分の水や食料の確保、メール配信サービス「いわたホッとライン」への登録など、日ごろの備えが大切です。



日本語版



ポルトガル語版

問い合わせ先：地域づくり応援課 Tel：0538-37-4751 Fax：0538-32-2353

平成31年度 放課後児童クラブ入所児童募集

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない市内小学生に放課後や長期休業期間に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援することを目的としています。

磐田市では、全小学校区に児童クラブを設置しています。

- ▶ 受付期間 平成30年11月15日(木)～12月20日(木) \*土・日曜日、祝日を除く
- ▶ 対象 市内小学1年生から6年生で保護者が昼間に就労等の状態にある方。
- ▶ 開所時間

- ・授業のある日：午後1時～午後6時
- ・学校の振替休日：午前8時～午後6時
- ・長期休業期間(春・夏・冬休み)：午前8時～午後6時
- ・土曜日(富士見小第1児童クラブのみ)：午前7時30分～午後6時

▶ 利用料

- ・月額6,180円
- ・8月のみ9,780円
- ※おやつ代、傷害保険保護者負担金を含む。減免措置あり
- ・土曜日：1回500円(減免措置なし)

▶ 申込

申請書類に、必要事項を記入の上、直接、教育総務課児童青少年政策室(西庁舎3階)または各放課後児童クラブへ提出してください。

※現在児童クラブを利用中の方で継続して利用を希望する場合も申請が必要です。

- ・教育総務課児童青少年政策室：午前8時30分～午後5時15分
- ・各放課後児童クラブ：午後1時～6時
- ※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。

※入所募集案内は平成30年11月15日(木)から配布します。

▶ 審査結果 平成31年度より審査結果の通知方法が変更になります。

- ・平成31年4月1日より利用希望されている方は平成31年3月8日(金)までに審査結果を通知します。
- ・7月以降長期休業期間のみ利用希望されている方は平成31年6月中旬に審査結果を通知します。

▶ その他 審査にあたっては、学年や世帯の状況などから必要度の高い児童を優先します。申込多数の場合は、入所をお待ちいただくことがあります。入所決定後に説明会又は面接があります。

\*詳しくは、教育総務課児童青少年政策室および各放課後児童クラブで配付する「平成31年度入所募集案内」をご覧ください。



問い合わせ先：教育総務課 Tel：0538-37-2773 Fax：0538-36-1517

世界人権宣言 70周年 12月10日は「人権デー」～人権を正しく理解し、差別や偏見のない社会を目指して～

**人権とは** 私たちは、かけがえのない一人の人間として、誰もが人間らしく生き、幸せに暮らす権利「人権」を持っています。人権はお互いに認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。しかしながら、偏見や差別、暴力などによって、現実には人権が侵害され、さまざまな人権問題が起こっています。

### さまざまな人権問題

～人権は身近なところに存在しています～

女性の人権

子どもの人権

高齢者の人権

障がい者の人権

同和問題

外国人の人権

- ・インターネットによる人権侵害
- ・プライバシーの侵害
- ・感染症患者等の人権
- ・犯罪被害者等の人権
- ・性的少数者の人権
- など

### 12月10日は「人権デー」です

国際連合は世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定めています。今年は、世界人権宣言が採択されてから、70年の節目の年です。

### 人権書道・ポスターコンテスト作品展

- ▶ とき 12月15日(土)～25日(火)  
火～金曜 午前9時～午後6時  
土・日・祝 午前9時～午後5時  
※月曜・12月21日(金)は休館
- ▶ ところ 中央図書館

### ▶ 人権教室・人権身の上相談

磐田市では19人の人権擁護委員が活躍しています。希望があれば、小中学校や交流センター等へ出向き「人権教室」を開催します。

この他にも、人権擁護委員は「人権身の上相談」や、街頭啓発活動を実施するなど人権の擁護・啓発に尽力しています。



人権擁護委員の皆さんによる人権啓発活動の様子



問い合わせ先：福祉課 (i プラザ) Tel : 0538-37-4814 Fax : 0538-36-1635

12月3日から12月9日は『障害者週間』です。



障害者週間は障がいのある方の福祉について関心と理解を深め、障がいのある方が社会、経済、文化等のあらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを目的に設定されました。障害者週間をきっかけに障がいや共生社会について考えてみませんか？

### イベント案内 12月9日(日)

**第5回いわためくまるマーケット** (障がい者施設の製品販売や紹介、ダンスの披露等を行います。)

**街頭キャンペーン** (障がいのある方と一緒にチラシを配布し、障がい者福祉の啓発活動を行います。)

- ▶ ところ JR 磐田駅前ジュピロード (軽トラ市会場内)
- ▶ じかん 午前9時～正午 (街頭キャンペーンは午前10時まで、チラシがなくなり次第終了)

問い合わせ先：福祉課 (i プラザ)  
Tel : 0538-37-4919 Fax : 0538-36-1635

### 磐田市一般廃棄物最終処分場閉鎖のお知らせ

磐田市一般廃棄物最終処分場(藤上原)は、平成元年から埋立を行ってきましたが埋立期間満了により、平成31年3月末をもって閉鎖となります。平成31年4月(閉鎖後)からの埋立ごみの持ち込みは、下記施設をご利用下さい。

- ▶ 持ち込み先：中遠広域粗大ごみ処理施設 (新貝 59-1 ☎37-4854)



問い合わせ先：ごみ対策課  
Tel : 0538-35-3717 Fax : 0538-36-9797

平成30年所得に関する税改正について

平成31年度課税（平成30年所得）分の住民税（個人市県民税）から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われます。

- あなたの合計所得金額が900万円を超え、1,000万円以下の場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の額が段階的に減額されます。
  - あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。
- ※合計所得金額が900万円以下の方については、変更ありません。
- 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が引き上げられます。
- ※配偶者特別控除の対象となる配偶者は、日本国内に居住する場合のみです。

◆注意◆

扶養親族が日本国外に居住する場合、以下の書類が必要になります。

- ① 戸籍謄本や婚姻証明書、出生証明書 ② 送金証明（扶養親族それぞれに必要）  
 ※①、②ともに日本語訳を添付

問い合わせ先：市税課 Tel：0538-37-4826 Fax：0538-33-7715

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。

▶ところ：磐田市急患センター（上大之郷51）Tel：0538-32-5267



	日曜・祝日・年末年始	毎日
診療時間	9:00~12:00 ・ 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

12月の休日救急歯科診療

▶診療時間/9:00~12:00

2(日)	すずき歯科医院	袋井市高尾 1780	0538-42-8400
9(日)	富田歯科	袋井市川井963-6	0538-44-4578
16(日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000
30(年末)	野末歯科医院	袋井市下山梨 2001-5	0538-49-1110
	山田歯科医院	周智郡森町森 2124-7	0538-85-2782
31(年末)	西尾歯科医院	磐田市中泉 1944-1	0538-32-2614
	渡辺歯科医院	周智郡森町飯田 3188-1	0538-85-5555

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。  
 確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 Tel：0538-37-0124 へ。

地域連携小児休日診療

担当医師：片桐 智也

▶とき：12月23日(日) 10:00~12:00

▶ところ：磐田市立総合病院（大久保512-3）Tel：0538-38-5000



☆いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。登録手順は、  
 こちらをご覧ください ☞ <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/1005523.html>。

◆問い合わせ：地域づくり応援課 Tel：0538-37-4811 / Fax：0538-32-2353



発行：磐田市役所 地域づくり応援課 地域支援グループ Tel：0538-37-4811

広報広聴・シティプロモーション課 Tel：0538-37-4827 〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧になれます：<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/info/index.html>）

広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：[chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp](mailto:chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp)